

階上町漁業集落排水事業経営戦略

団 体 名 : 青森県階上町

事 業 名 : 漁業集落排水事業

策 定 日 : 令和 7 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 7 年度 ～ 令和 16 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供 用 開 始 年 度 (供 用 開 始 後 年 数)	平成11年度 (25年目)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	法適用(一部適用)
処 理 区 域 内 人 口 密 度	5.7人/ha(令和5年度現在)	流 域 下 水 道 等 へ の 接 続 の 有 無	無
処 理 区 数	1処理区(大蛇処理区)		
処 理 場 数	1処理場		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	平成5年に事業に着手し、漁業集落排水施設の整備は完了しています。公共下水道との統合は、地理的・地形的条件により行わない計画としています。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	・一般家庭用や業務用等で区別せず、一律の下水道使用料体系を採用しています。 ・基本料金とは別に、使用水量別に単価を設定しています。(従量使用料制) ・使用水量が多いほど単価を高くする累進制を採用しています。						
業 務 用 使 用 料 体 系 の 概 要 ・ 考 え 方	・一般家庭用と区別せず、一律の下水道使用料体系を採用しています。						
そ の 他 の 使 用 料 体 系 の 概 要 ・ 考 え 方	・一般汚水と公衆浴場汚水を区別しています。	一般汚水	基本使用料	超過水量による使用量（1㎡につき）			
			5㎡まで	6～10㎡まで	11～50㎡まで	51㎡～	
			1,108.8円	40.7円	191.4円	220円	
		公衆浴場	基本使用料	超過水量による使用量（1㎡につき）			
			5㎡まで	6㎡～			
			1,108.8円	62.7円			
条 例 上 の 使 用 料 *2 （ 2 0 ㎡ あ た り ） ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	令和3年度	3,226	円	実 質 的 な 使 用 料 *3 （ 2 0 ㎡ あ た り ） ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	令和3年度	3,440	円
	令和4年度	3,226	円		令和4年度	3,416	円
	令和5年度	3,226	円		令和5年度	2,836	円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組 織

職 員 数	1名(損益勘定所属職員1名)
事 業 運 営 組 織	建設課(都市計画グループ)

(2) 民 間 活 力 の 活 用 等

民 間 活 用 の 状 況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	・管きょ施設:調査・修繕・清掃業務を仕様発注にて委託しています。 ・処理場、ポンプ場施設:運転管理業務等を仕様発注にて委託しています。
	イ 指定管理者制度	・未採用
	ウ PPP・PFI	・未採用
資 産 活 用 の 状 況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	・未利用
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	・未利用

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

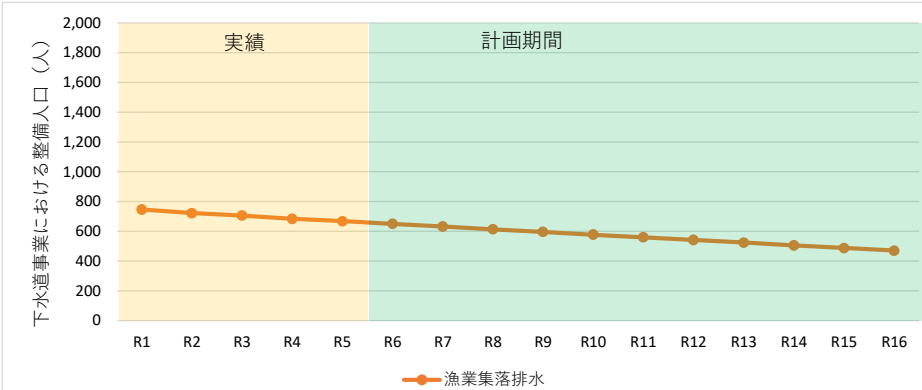
(3) 経 営 比 較 分 析 表 を 活 用 し た 現 状 分 析

・R4年度に作成・公表した「経営比較分析表」を添付しております。
 ・経営分析比較表は経営及び施設の状況を表す経営指標を活用し、本町の経年比較や他の類似団体との比較、複数指標を組み合わせた分析を行い、経営の現状及び課題を簡潔に整理しています。
 ・経費回収率は、25.8%と類似団体と比較して低い水準にあり、使用料収入以外の収入に依存している状況にあります。

2. 将 来 の 事 業 環 境

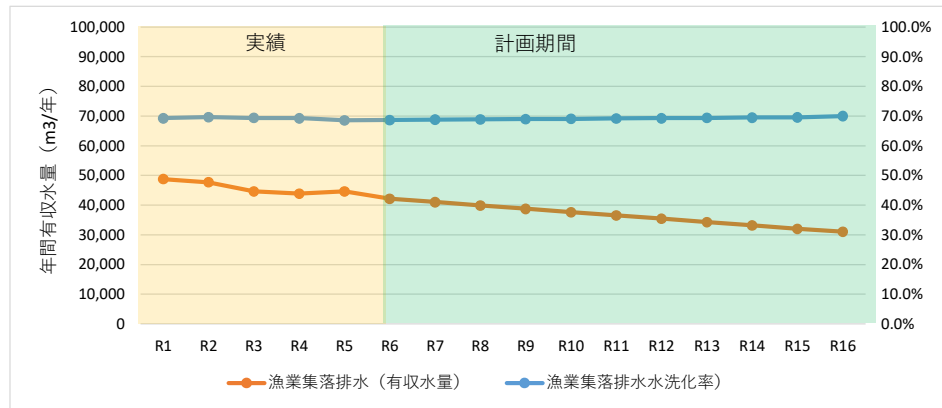
(1) 処 理 区 域 内 人 口 の 予 測

・町の人口は、平成12年から減少傾向にあり、処理区域内も同様に推移すると考えられます。
 ・漁業集落排水は整備が完了しているため、推計にあたっては、現況実績から人口減少による影響を考慮し、令和11年度に560人、令和16年度に470人程度と想定されます。



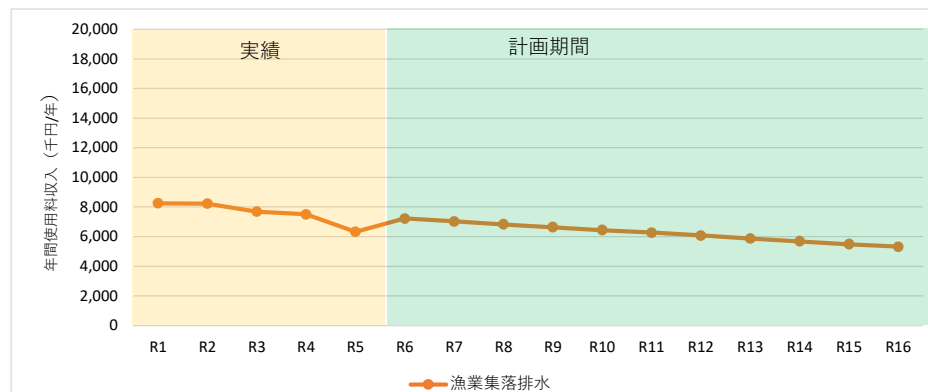
(2) 有収水量の予測

- ・町の有収水量についても、人口減少によるものと近年の節水機器の普及や節水意識改革により減少傾向が続いています。
- ・現時点で整備が完了しているため、今後の人口減少に伴い有収水量も減少していくこととなります。
- ・過去の接続実績から、令和16年度までに水洗化率が70%まで向上するものとして水洗化人口の推計を行い、実績の原単位と有収率を乗じて算出しております。



(3) 使用料収入の見通し

- ・人口減少に伴い有収水量が減少することから使用料収入も減少の見込みです。
- ・経費回収率は、近隣市町村と同程度であります。経営にあたり十分な収入となっていないので、5年ごとに料金改定を行い、次回は令和8年度に行う予定です。



(4) 施設の見通し

- ・供用開始から25年経過し、機械・電気類については更新の時期となっているが、適正な維持管理を行うことで長寿命化を図り、更新需要を平準化して行くものとする。
- ・平成28年度に作成した「階上町下水道ストックマネジメント計画」に則り、適正な点検・頻度で行い状況確認や対策を講じることとする。
- ・通常の維持管理についても、異常の早期発見、早期修繕を行うことで、耐用年数を延ばし、大規模修繕や更新などの費用を抑制するよう努めています。

(5) 組織の見通し

- ・現行1人の事務職員で業務を行っており、定期的な人事異動を行うことで技術の継承や人件費の抑制等行っていくこととする。又、令和6年4月からは公営企業会計に移行しており、今後財務情報を整理し、経営の効率化・健全化を目指していきます。

3. 経営の基本方針

【経営の基本方針】

施策1 漁業集落排水施設の適正な維持管理

- ・老朽化施設の改築・更新を効率的かつ効果的に実施していきます。
- ・処理施設、ポンプ施設の適正な運転と管理を実施します。
- ・管きよの事故防止のため、計画的な調査と維持管理を実施します。

施策2 漁業集落排水事業の経営の安定

- ・漁業集落排水事業を持続的かつ安定的に経営していくため、収入・支出の両面から経営健全化に取り組みます。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

(2)投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	施設整備が完了しているので新規整備の計画はありませんが、耐用年数の経過した設備については適宜更新を実施します。
-----	---

1)整備事業 ・管きょ施設の整備は完了しているため、費用は計上していません。
2)改築・更新事業 ・耐用年数の経過した設備について、ストックマネジメント計画の策定後の令和11年から適宜更新費用を見込んでいます。
3)計画策定 ・将来の更新費平準化を図るため、令和9～10年度に管渠と処理施設の点検・調査等を総額27百万円で実施し、ストックマネジメント計画の具体化を行います。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	・維持管理費と企業債元利償還金について、使用料と一般会計繰入金を充当しており、今後、施設の老朽化対策が生じることとなります。施設の運転管理による状況の変化を的確に判断し、必要な修繕・機器の更新を進め、繰入金を抑えた安定した経営を目指していきます。 ・現状の経費回収率は、25.8％程度と低く、今後も低下することが予測されるため、普及促進を図り水洗化率の向上(令和11年度までに74.6％、令和16年度までに80％)を行います。また、使用料改定を行い、令和16年度時点で現況並みの水準を維持することとし、令和11年度時点で25.9％、令和16年度時点で26％の経費回収率を目指します。 ・また、未反映の取組として広域化・共同化や省電力設備の導入等を行うことで維持管理費を削減し、更なる経費回収率の向上を目指します。 ・経常収支比率の目標としては、令和16年度に87％以上を目指します。
-----	--

1)建設改良費 ・建設改良費の財源となる国庫補助金や企業債は、建設改良費の内容に応じて、現在の国の制度により算定される額を計上しています。
2)使用料体系、一般会計繰入金 ・本経営戦略における下水道使用料金体系は、現行の料金制度を基に、令和8年度から5年ごとの料金改定を見込んでいます。 ・一般会計繰入金は、使用料収入で賄えない維持管理費や企業債元利償還費の財源不足分として充当しており、国の繰出基準額で認められている分を繰出基準内、それでも不足する分を繰出基準外として計上しています。
3)使用料収入 ・現行の水洗化率は生活雑排水を処理している人口を水洗化人口とみなしており、一部のトイレ排水が汲み取りとなっている家庭については、有収率を加味することで反映しています。水洗化人口の増加を反映することで有収水量の減少は現状継続時よりも緩やかになる見込み(令和16年度時点で31,036m3/年→35,469m3/年)です。
4)補填財源 ・内部留保資金を補填財源として充当しており、計画目標年である令和16年度では、約62千万円の残高となります。 ・その他として、消費税及び地方消費税資本的調整額を見込んでおります。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

1)管きょ費 ・維持管理費として、修繕費、委託費、動力費、その他を計上し、その他以外の費用は物価上昇(過年度実績より1.5%/年)を加味しています。
2)ポンプ場 ・ポンプ場は設置していないため、計上なしとしています。
3)処理場 ・維持管理費として、動力費、薬品費、修繕費、委託費、その他を計上し、その他以外の費用は物価上昇(過年度実績より1.5%/年)を加味しています。
4)その他維持管理費 ・上記の他、公営企業会計移行に伴い職員給与を含めた総係費を計上しており、職員数は現状体制を存続するものとしています。

(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

広域化・共同化・最適化に関する事項	広域化・共同化・最適化に関して、下記の事項について今後検討・実施していきます。 ■公共下水道、漁業集落排水事業、浄化槽設置事業の事務の委託・代替執行等による事務の効率化 ■処理場維持管理等の業務委託の共同発注について、令和8年度までに検討体制の構築を行う
投資の平準化に関する事項	投資の平準化に関して、下記の事項について今後検討していきます。 ■ストックマネジメント計画の具体化を行うため、令和9～10年度に点検調査と修繕改築計画の策定を行い、この結果を将来の投資計画に反映していく。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	投資に関する民間活力の活用に関して、下記の事項について今後検討していきます。 ■処理場・ポンプ場の維持管理の軽減のため、効率的な維持管理体制の構築を検討
その他の取組	上記以外の今後の投資に関する取組については検討しておりませんが、国の動向や他都市の状況を注視し必要に応じて検討を進めていきます。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	使用料の見直しに関して、下記事項について今後検討していきます。 ■料金体系の見直しによる一般会計繰入金の抑制 (5年に1度の料金体系等の見直し検討を実施しています。) 令和8年度と令和13年度に見直しを行い、計画に反映させています。
資産活用による収入増加 の取組について	活用可能な資産がないため、現時点では予定しておりません。
その他の取組	水洗化率向上のため、広報活動を継続して実施します。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	投資以外の経費に対する民間活力に関して、下記の事項について今後検討していきます。 ■管きょ施設の計画的な維持管理による、費用の効率化
職員給与費に関する事項	職員給与費の経費削減等に関して、下記の事項について今後検討していきます。 ■業務量の分散化・平準化による職員給与費の増加抑制
動力費に関する事項	動力費の経費削減等に関して、下記の事項について今後検討・実施していきます。 ■設備更新に合わせた省電力設備の導入 ■運転操作方法等の調整による動力費の軽減
薬品費に関する事項	薬品費の経費削減等に関して、下記の事項について今後検討していきます。 ■効率的な維持管理による薬品費の軽減
修繕費に関する事項	修繕費の経費削減等に関して、下記の事項について今後検討していきます。 ■効率的な維持管理による修繕費の適正化
委託費に関する事項	委託費の経費削減等に関して、下記の事項について今後検討していきます。 ■管きょの計画的な調査・点検
その他の取組	上記以外の今後の投資に関する取組については検討しておりませんが、国の動向や他都市の状況を注視し必要に応じて検討を進めていきます。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、 改定等に関する事項	・毎年度進捗管理(モニタリング)を行い、投資・財政計画と実績の比較を行い、計画と乖離がないか検証を行います。 ・計画と大きな乖離が生じる場合は、その原因を分析し、3～5年ごとに見直し(ローリング)を行い、更新を行います。
-------------------------	---